

貴金属装身具製作技能検定試験の
試験科目及びその範囲並びにその細目

平成21年2月

厚生労働省職業能力開発局

1. 1級貴金属装身具製作技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
制定 昭和48年度 改正 平成20年度
2. 2級貴金属装身具製作技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ
同 上
3. 3級貴金属装身具製作技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 ページ
制定 平成20年度

1 1級貴金属装身具製作技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

貴金属装身具製作の職種における上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表1の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表1の右欄のとおりである。

表1

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 貴金属装身具製作法</p> <p> 貴金属装身具の種類及び特徴</p> <p> 貴金属装身具製作に使用する機械、設備及び器工具の種類、用途及び使用方法</p>	<p>貴金属装身具の種類及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p>1 貴金属装身具製作に使用する次の機械、設備及び器工具の種類、用途及び使用方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) プレス (2) 切削機械 (3) 圧延機</p> <p>(4) 切断機械 (5) 研磨機 (6) 製鎖機械</p> <p>(7) めっき設備 (8) 溶解設備 (9) 精密鑄造設備</p> <p>(10) 電解研磨設備 (11) 電鑄 (エレクトリックホーミング)</p> <p>(12) 洗浄設備 (13) 放電加工機 (14) スポット溶接機</p> <p>(15) レーザー加工機 (16) 装身具製作用器工具</p> <p>2 貴金属装身具製作に使用するガス用器具の種類及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>3 次の測定器の種類及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) スケール (2) ノギス (3) マイクロメータ</p> <p>(4) はかり (5) リングサイズゲージ類</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
細工・仕上げ	<p>貴金属装身具製作における細工・仕上げに関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 溶解 (2) 圧延 (3) 線引き (パイプ製作を含む) (4) 展開 (5) けがき (6) 切断 (7) 曲げ (8) 打出し (9) 絞り (10) 穴あけ (11) ねじ切り (12) 溶接 (13) やすり作業 (14) きさげ作業 (15) すみとぎ (16) へら仕上げ (17) バフ仕上げ (18) バレル研磨 (19) ホーニング (20) 電解研磨 (21) 荒し (22) 洗浄 (23) 珠きめ (24) 石留め (25) 彫金</p>
ロストワックス精密鑄造	<p>ロストワックス精密鑄造に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 原型 (2) ゴム型 (3) ワックス取り (4) 埋没 (5) 脱ろう (6) 焼成 (7) 鑄込み</p>
特殊加工の種類、方法及び特徴	<p>貴金属装身具製作における特殊加工に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 色あげの種類、方法及び特徴 (2) めっきの種類、方法及び特徴 (3) 電鑄の種類、方法及び特徴 (4) 七宝焼加工の種類、方法及び特徴</p>
貴金属装身具製作に使用する工業薬品類の種類、性質及び使用方法	<p>次に掲げる工業薬品類の種類、性質及び使用方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 塩酸、硝酸、硫酸、ほう酸等の酸 (2) 炭酸水素ナトリウム (重そう)、炭酸ナトリウム、水酸化ナトリウム、硫化カリウム、シアン化カリウム、シアン化ナトリウム、アンモニア等のアルカリ (3) ベンジン、アルコール、エーテル等の溶剤 (4) ほう砂・フラックス (5) 石膏 (6) 脱脂剤 (7) 接着剤 (8) 色あげ剤 (9) 酸化防止剤 (10) 電解液 (11) 研磨剤 (12) 断熱剤</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>宝石類の種類、性質及び用途</p> <p>3 デザイン及び製図</p> <p>デザイン</p> <p>図法・製図</p> <p>4 電気及びガス</p> <p>電気用語</p> <p>ガスの種類、性質及び用途</p>	<p>宝石類に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) ダイヤモンドについて次の事項 イ 性質 ロ カット ハ 重さ(カラット) ニ カラー ホ クラリティー ヘ 主な原産地</p> <p>(2) ダイヤモンド以外の宝石について次の事項 イ 種類 ロ 性質 ハ カット ニ 重さ(カラット) ホ 主な原産地</p> <p>(3) 真珠について次の事項 イ 種類 ロ 性質 ハ 寸法及び重さ ニ 主な原産地 ホ 品質</p> <p>(4) その他の宝飾材料の種類、性質及び用途 イ こはく ロ べっ甲 ハ さんご ニ 象牙 ホ その他</p> <p>装身具の基本的デザインに関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) バランス (2) 独創性 (3) 機能性</p> <p>図法・製図に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 日本工業規格に定める線の種類及び用途 (2) デザイン画 (3) 展開図 (4) 投影図 (5) 透視図 (6) 作図方法 (7) 尺度</p> <p>次に掲げる電気用語の意味について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 電流 (2) 電圧 (3) 電気抵抗 (4) 電力 (5) 周波数 (6) 接地 (7) 直列 (8) 並列</p> <p>次に掲げるガスの種類、性質及び用途について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 都市ガス (2) 水素 (3) 空気 (4) 酸素 (5) プロパン (6) 液化天然ガス (7) アセチレン (8) 不活性ガス</p>

2 2級貴金属装身具製作技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

貴金属装身具製作の職種における中級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表2の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表2の右欄のとおりである。

表2

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 貴金属装身具製作法</p> <p> 貴金属装身具の種類及び特徴</p> <p> 貴金属装身具製作に使用する機械、設備及び器工具の種類、用途及び使用方法</p>	<p>貴金属装身具の種類及び特徴について概略の知識を有すること。</p> <p>1 貴金属装身具製作に使用する次の機械、設備及び器工具の種類、用途及び使用方法について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) プレス (2) 切削機械 (3) 圧延機</p> <p>(4) 切断機械 (5) 研磨機 (6) 製鎖機械</p> <p>(7) めっき設備 (8) 溶解設備 (9) 精密鑄造設備</p> <p>(10) 電解研磨設備 (11) 電鑄 (エレクトリックフォーミング)</p> <p>(12) 洗浄設備 (13) 放電加工機 (14) スポット溶接機</p> <p>(15) レーザー加工機 (16) 装身具製作用器工具</p> <p>2 貴金属装身具製作に使用するガス用器具の種類及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>3 次の測定器の種類及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) スケール (2) ノギス (3) マイクロメータ</p> <p>(4) はかり (5) リングサイズゲージ類</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
細工・仕上げ	<p>貴金属装身具製作における細工・仕上げに関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 溶解 (2) 圧延 (3) 線引き (パイプ製作を含む) (4) 展開 (5) けがき (6) 切断 (7) 曲げ (8) 打出し (9) 絞り (10) 穴あけ (11) ねじ切り (12) 溶接 (13) やすり作業 (14) きさげ作業 (15) すみとぎ (16) へら仕上げ (17) バフ仕上げ (18) バレル研磨 (19) ホーニング (20) 電解研磨 (21) 荒し (22) 洗浄 (23) 珠きめ (24) 石留め (25) 彫金</p>
ロストワックス精密鑄造	<p>ロストワックス精密鑄造に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 原型 (2) ゴム型 (3) ワックス取り (4) 埋没 (5) 脱ろう (6) 焼成 (7) 鑄込み</p>
特殊加工の種類、方法及び特徴	<p>貴金属装身具製作における特殊加工に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 色あげの種類、方法及び特徴 (2) めっきの種類、方法及び特徴 (3) 電鑄の種類、方法及び特徴 (4) 七宝焼加工の種類、方法及び特徴</p>
貴金属装身具製作に使用する工業薬品類の種類、性質及び使用方法	<p>次に掲げる工業薬品類の種類、性質及び使用方法について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 塩酸、硝酸、硫酸、ほう酸等の酸 (2) 炭酸水素ナトリウム (重そう)、炭酸ナトリウム、水酸化ナトリウム、硫化カリウム、シアン化カリウム、シアン化ナトリウム、アンモニア等のアルカリ (3) ベンジン、アルコール、エーテル等の溶剤 (4) ほう砂・フラックス (5) 石膏 (6) 脱脂剤 (7) 接着剤 (8) 色あげ剤 (9) 酸化防止剤 (10) 電解液 (11) 研磨剤 (12) 断熱剤</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>2 材料</p> <p>貴金属材料の種類、性質及び用途</p> <p>貴金属以外の金属材料の種類、性質及び用途</p>	<p>1 次に掲げる貴金属材料の種類及び用途について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 金、金合金及び金ろう (2) 白金、白金合金、白金ろう及び白金用ろう (3) 銀、銀合金及び銀ろう</p> <p>2 貴金属材料の性質に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 溶融温度 (2) 加工性 (3) 硬さ (4) 金属組織 (5) 加工硬化 (6) 熱処理 (7) 熱膨張 (8) 弾性 (9) 塑性 (10)耐食性 (11)熱伝導 (12)磁性 (13)延性及び展性 (14)密度 (15)色調 (16)金属アレルギー</p> <p>3 貴金属材料に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 品位 (2) 分析法 (3) 刻印記号 (4) 独立行政法人造幣局検定（貴金属品位証明）</p> <p>1 次に掲げる貴金属以外の金属材料の種類及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 鉄及び鋼 (2) 銅及び銅合金 (3) ニッケル及びニッケル合金 (4) アルミニウム及びアルミニウム合金 (5) 水銀及びアマルガム (6) 鉛及び鉛合金 (7) すず及びすず合金 (8) ステンレス (9) 木目地金 (10)チタン (11)亜鉛</p> <p>2 貴金属材料以外の金属材料の性質に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 溶融温度 (2) 加工性 (3) 硬さ (4) 金属組織 (5) 加工硬化 (6) 熱処理 (7) 熱膨張 (8) 弾性 (9) 塑性 (10)耐食性 (11)熱伝導 (12)磁性 (13)延性及び展性 (14)密度</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>宝石類の種類、性質及び用途</p> <p>3 デザイン及び製図</p> <p>デザイン</p> <p>図法・製図</p> <p>4 電気及びガス</p> <p>電気用語</p> <p>ガスの種類、性質及び用途</p>	<p>宝石類に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) ダイヤモンドについて次の事項 イ 性質 ロ カット ハ 重さ(カラット) ニ カラー ホ クラリティー ヘ 主な原産地</p> <p>(2) ダイヤモンド以外の宝石について次の事項 イ 種類 ロ 性質 ハ カット ニ 重さ(カラット) ホ 主な原産地</p> <p>(3) 真珠について次の事項 イ 種類 ロ 性質 ハ 寸法及び重さ ニ 主な原産地 ホ 品質</p> <p>(4) その他の宝飾材料の種類、性質及び用途 イ こはく ロ べっ甲 ハ さんご ニ 象牙 ホ その他</p> <p>装身具の基本的デザインに関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) バランス (2) 独創性 (3) 機能性</p> <p>図法・製図に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 日本工業規格に定める線の種類及び用途 (2) デザイン画 (3) 展開図 (4) 投影図 (5) 透視図 (6) 作図方法 (7) 尺度</p> <p>次に掲げる電気用語の意味について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 電流 (2) 電圧 (3) 電気抵抗 (4) 電力 (5) 周波数 (6) 接地 (7) 直列 (8) 並列</p> <p>次に掲げるガスの種類、性質及び用途について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 都市ガス (2) 水素 (3) 空気 (4) 酸素 (5) プロパン (6) 液化天然ガス (7) アセチレン (8) 不活性ガス</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>5 安全衛生</p> <p>安全衛生に関する詳細な知識</p> <p>実 技 試 験</p> <p>貴金属装身具製作作業</p> <p>細工・仕上げ</p> <p>石留め</p>	<p>1 貴金属装身具製作作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法</p> <p>(2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱い方法</p> <p>(3) 作業手順 (4) 作業開始時の点検</p> <p>(5) 貴金属装身具製作作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防</p> <p>(6) 整理整頓及び清潔の保持</p> <p>(7) 事故時における応急措置及び退避</p> <p>(8) その他の貴金属装身具製作作業に関する安全又は衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生関係法令のうち、貴金属装身具製作作業に関する部分について詳細な知識を有すること。</p> <p>貴金属装身具の細工・仕上げができること。</p> <p>貴金属装身具の石留めができること。</p>

3 3級貴金属装身具製作技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

貴金属装身具製作の職種における初級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表3の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表3の右欄のとおりである。

表3

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 貴金属装身具製作法</p> <p> 貴金属装身具の種類及び特徴</p> <p> 貴金属装身具製作に使用する機械、設備及び器工具の種類、用途及び使用方法</p> <p> 細工・仕上げ</p>	<p>貴金属装身具の種類及び特徴について概略の知識を有すること。</p> <p>1 貴金属装身具製作に使用する次の機械、設備及び器工具の種類、用途及び使用方法について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) プレス (2) 圧延機 (3) 切断機械 (4) 研磨機</p> <p>(5) 溶解設備 (6) 精密鑄造設備 (7) 電解研磨設備</p> <p>(8) 洗浄設備 (9) スポット溶接機 (10) レーザー加工機</p> <p>(11) 装身具製作用器工具</p> <p>2 貴金属装身具製作に使用するガス用器具の種類及び使用方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>3 次の測定器の種類及び使用方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) スケール (2) ノギス (3) マイクロメータ</p> <p>(4) はかり (5) リングサイズゲージ類</p> <p>貴金属装身具製作における細工・仕上げに関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 溶解 (2) 圧延 (3) 線引き (パイプ製作を含む)</p> <p>(4) 展開 (5) けがき (6) 切断 (7) 曲げ</p> <p>(8) 打出し (9) 絞り (10) 穴あけ (11) ねじ切り</p> <p>(12) 溶接 (13) やすり作業 (14) きさげ作業</p> <p>(15) すみとぎ (16) へら仕上げ (17) バフ仕上げ</p> <p>(18) バレル研磨 (19) ホーニング (20) 電解研磨 (21) 荒し</p> <p>(22) 洗浄 (23) 珠きめ (24) 石留め (25) 彫金</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>ロストワックス精密鑄造</p> <p>特殊加工の種類、方法及び特徴</p> <p>貴金属装身具製作に使用する工業薬品類の種類、性質及び使用方法</p>	<p>ロストワックス精密鑄造に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 原型 (2) ゴム型 (3) ワックス取り (4) 埋没 (5) 脱ろう (6) 焼成 (7) 鑄込み</p> <p>貴金属装身具製作における特殊加工に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) めっきの種類、方法及び特徴 (2) 七宝焼加工の種類、方法及び特徴</p> <p>次に掲げる工業薬品類の種類、性質及び使用方法について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 塩酸、硝酸、硫酸 (2) 炭酸水素ナトリウム（重そう）、シアン化カリウム、シアン化ナトリウム、アンモニア (3) ベンジン、アルコール、エーテル (4) ほう砂・フラックス (5) 石膏 (6) 脱脂剤 (7) 接着剤 (8) 色あげ剤 (9) 酸化防止剤 (10) 電解液 (11) 研磨剤 (12) 断熱剤</p>
<p>2 材料</p> <p>貴金属材料の種類、性質及び用途</p>	<p>1 次に掲げる貴金属材料の種類及び用途について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 金、金合金及び金ろう (2) 白金、白金合金、白金ろう及び白金用ろう (3) 銀、銀合金及び銀ろう</p> <p>2 貴金属材料の性質に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 溶融温度 (2) 加工性 (3) 硬さ (4) 金属組織 (5) 加工硬化 (6) 熱処理 (7) 弾性 (8) 塑性 (9) 耐食性 (10) 熱伝導 (11) 延性及び展性 (12) 密度 (13) 色調 (14) 金属アレルギー</p> <p>3 貴金属材料に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 品位 (2) 刻印記号 (3) 独立行政法人造幣局検定（貴金属品位証明）</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>貴金属以外の金属材料の種類、性質及び用途</p>	<p>1 次に掲げる貴金属以外の金属材料の種類及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 鉄及び鋼 (2) 銅及び銅合金 (3) ニッケル及びニッケル合金 (4) アルミニウム及びアルミニウム合金 (5) 水銀及びアマルガム (6) 鉛及び鉛合金 (7) すず及びすず合金 (8) ステンレス (9) 木目地金 (10) チタン (11) 亜鉛</p> <p>2 貴金属材料以外の金属材料の性質に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 溶融温度 (2) 加工性 (3) 硬さ (4) 金属組織 (5) 加工硬化 (6) 熱処理 (7) 熱膨張 (8) 弾性 (9) 塑性 (10) 耐食性 (11) 熱伝導 (12) 磁性 (13) 延性及び展性 (14) 密度</p>
<p>宝石類の種類、性質及び用途</p>	<p>宝石類に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) ダイヤモンドについて次の事項 イ 性質 ロ カット ハ 重さ(カラット) ニ カラー ホ クラリティー ヘ 主な原産地</p> <p>(2) ダイヤモンド以外の宝石について次の事項 イ 種類 ロ 性質 ハ カット ニ 重さ(カラット) ホ 主な原産地</p> <p>(3) 真珠について次の事項 イ 種類 ロ 性質 ハ 寸法及び重さ ニ 主な原産地 ホ 品質</p> <p>(4) その他の宝飾材料の種類、性質及び用途 イ こはく ロ べっ甲 ハ さんご ニ 象牙 ホ その他</p>
<p>3 デザイン及び製図 デザイン</p>	<p>装身具の基本的デザインに関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) バランス (2) 独創性 (3) 機能性</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>図法・製図</p> <p>4 電気及びガス 電気用語</p> <p>ガスの種類、性質及び用途</p> <p>5 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識</p> <p>実 技 試 験 貴金属装身具製作作業 細工・仕上げ</p>	<p>図法・製図に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 日本工業規格に定める線の種類及び用途 (2) デザイン画 (3) 展開図 (4) 投影図 (5) 透視図 (6) 作図方法 (7) 尺度</p> <p>次に掲げる電気用語の意味について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 電流 (2) 電圧 (3) 電気抵抗 (4) 電力 (5) 周波数 (6) 接地 (7) 直列 (8) 並列</p> <p>次に掲げるガスの種類、性質及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 都市ガス (2) 水素 (3) 空気 (4) 酸素 (5) プロパン (6) 液化天然ガス (7) 不活性ガス</p> <p>1 貴金属装身具製作作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法 (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱い方法 (3) 作業手順 (4) 作業開始時の点検 (5) 貴金属装身具製作作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (6) 整理整頓及び清潔の保持 (7) 事故時における応急措置及び退避 (8) その他の貴金属装身具製作作業に関する安全又は衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生関係法令のうち、貴金属装身具製作作業に関する部分について詳細な知識を有すること。</p> <p>貴金属装身具の細工・仕上げができること。</p>